

第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画改定（案）に対する パブリックコメント募集要領

1 目的

第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、市民の意見を政策等の立案に反映させる機会の確保及び市民への説明責任の明確化を図り、開かれた市政の推進に寄与するため。

2 計画改定（素案）の作成趣旨、背景、考え方等

第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画改定（素案）に記載された事項のとおりとします。

3 パブリックコメントの手法

坂井市パブリックコメント手続に関する要綱（平成 19 年坂井市告示第 51 号）に基づき実施します。

4 パブリックコメントの概要

（1）意見の募集期間

令和 7 年 1 月 17 日（金）から令和 7 年 1 月 31 日（金）必着

（2）意見を提出できる者

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に通勤し、又は通学する者
- ・当該案件に利害を有する者

（3）意見の提出方法

別紙意見提出書により下記の事項を記載又は入力し、郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参により提出してください。

また、意見を提出する際には、住所、氏名、電話番号を必ず明記の上、意見を付す項目について記載してください。

なお、法人その他の団体にあつては、住所欄に事務所又は事業所の所在地、氏名欄に名称及び代表者の氏名をご記入ください。

① タイトル 第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画改定（素案）に対する意見

② 住所【必須】

③ 氏名【必須】

④ 電話番号【必須】

⑤ 意見【必須】（例）○ページ△行目×××についてなど

※提出いただきましたご意見等の内容について、お問い合わせすることがありますので、住所、氏名、電話番号は必ずご記入ください。

※必須項目が欠けている場合は、パブリックコメントとして取り扱いできない場合がありますのでご注意ください。

(4) 閲覧場所

・環境推進課

※市ホームページからも閲覧できます

(5) 意見の公表

提出された意見については、内容を取りまとめ、市の考えを添えてホームページで公表します。なお、ご意見以外の内容（住所、氏名などの個人情報）は公表しません。また、意見に対する個別の回答はいたしません。

提出された意見については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、適切に取り扱い、管理いたします。

(6) 提出先及び問い合わせ先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市役所 生活環境部 環境推進課

電話 0776-50-3032

FAX 0776-66-2940

電子メールアドレス kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp

(7) 資料

第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画改定（素案）

第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画改定 概要版（素案）